
フィールドワーク系実習における安全対策の向上および改善

研究代表者 谷垣 岳人 (政策学部)
共同研究者 北川 秀樹 (政策学部)
小長谷 大介 (経営学部)
山田 誠 (経済学部)
丹野 研一 (文学部)

環境サイエンスコースでは、自然環境や環境問題を現地で学ぶため通年 4 単位科目の環境フィールドワーク実習（以下環境 FW）を実施している。2018 年度の環境 FW では、受講生は下記の 6 つの実習を組み合わせて選択する：①品種改良のための小麦収穫および播種作業、②協働型実習・森林整備、③別府温泉資源モニタリング、④伏見の地下水と酒、⑤廃棄物関連施設調査、⑥台湾フィールドワーク。

①品種改良実習では、滋賀県日野町の農地において日帰り実習を実施している。②協働型実習・森林整備では、近年問題となっている竹林拡大の現状と対策を学ぶため、京都府大山崎町の天王山で大山崎町との協働実習を実施している。③別府温泉資源モニタリングでは市民と共に水質調査を行う（本年度は台風接近により中止）。④伏見の地下水と酒では、地下水を利用する産業と水質との関係について学ぶ。⑤廃棄物関連施設調査では、民間企業の廃棄物処理および廃棄物の循環利用について学ぶ。⑥台湾フィールドワークでは、自然資源の利活用などについて 1 週間ほど現地で学ぶ。

また環境サイエンスコースでは、演習 I および演習 II において、90 分の時間内で大学近隣に野外調査に出かけることもある。卒業研究では野外調査を伴うテーマを選択する学生も多い。

このように環境サイエンスコースでは野外での調査や実習が多い。そこで、過去 2 年にわたりフィールドワーク系実習における安全対策の向上および改善に関する FD 研究を行い、①虫刺されや軽度の怪我の対策としてポイズンリムーバーやバンドエイドなどを含むファーストエイドキットの整備、②海外実習での実習手配を行っている旅行会社マイチケットと連携した緊急連絡体制の整備、③引率教員の安全意識の向上と野外条件下での傷病者へのファーストエイドの技術習得などを行ってきた。

2018 年度は、外務省主催の海外渡航における安全対策講習会への参加および野外実習を実施している学内の担当者から現状と課題を紹介する FD 研究会「野外実習の安全対策の現状と課題」を行った。さらに「環境サイエンスコース 正課における教室外での授業実施にかかる申し合わせ」および「正課における教室外での授業について（届出）」を整備した。以下にこれらの概要を記す。

「教育機関向け 安全対策セミナー」参加報告

主催：外務省

日程：2019 年 2 月 5 日（火）

会場：TKP 田町カンファレンスセンター(東京都港区芝 5-29-14)

開催時間：

講演 13：30～14：30、シミュレーション 14：40～15：50、個別相談会 15：50～16：20

●安全対策セミナーとは？

国内各地において、企業関係者や教育機関関係者向けに、政府関係者及び危機管理専門家による最新のテロ・一般治安情勢、危機管理体制等に関する情報を提供するセミナーである。

講演「海外における安全対策～安全な海外活動を実現するために～」

講師 外務省 領事局 海外邦人安全課長 森和也氏

時間 13：30～14：30

1. 世界に羽ばたく日本人

海外渡航者数は 2015 年から 2017 年にかけて 10% 増加し、2017 年は年間約 1800 万人にも達している。在留邦人数も 2008 年から 2017 年にかけて 20% 増加し 2017 年は約 135 万人である。

海外に渡航する手段は、旅行、留学、出張、海外駐在と多岐にわたる。とりわけ留学で得られる経験（文部科学省トビタテ！留学 JAPAN HP「留学で得られる 6 つの成長経験」より）には、①外から日本を見る機会、②知らないことを知り、知りたいことを知る機会、③違う価値観に触れ、意味を知る機会、④己のことや日本を知る、知りたいと思う機会、⑤飛び込むことに自信を持つ機会、⑥逃げないで苦労する機会がある。

しかし海外には一般犯罪、テロ情勢、自然災害などのリスクがあるため、情報収集、意識改革、安全対策などの身を守る方策が必要である。



図 1：セミナーの様子。参加者 200 名。

2. 海外におけるリスク

海外では、テロ、詐欺、強盗、政情不安・戦争、疾病、性犯罪、民事トラブル、事故、自然災害などのリスクがある。その被害に遭う日本人も多い。また報道されていない事件や事故被害もある。また大学生及び留学生の犯罪加害事例もある。2017年の海外邦人援護統計によると、海外における日本人の犯罪被害の割合は、財産をねらった窃盗が87%（3813人）と最も多い。次に詐欺8%（332人）、強盗強奪7%（287人）と続く。地域別の傾向は、欧州、北米では窃盗が8~9割と比較的多く、中南米、アフリカでは強盗・強奪、アジアでは詐欺が多い。詐欺では、いかさま賭博、偽ガイド、クレジット詐欺、ぼったくりレストランなど手口は多様で巧妙である。少しでも怪しいと思ったらきっぱりと断ることが大切である。

犯罪被害に遭いやすい状況は、交通機関では空港の手荷物受取場で、カートにカバンを置いたままターンテーブルのスーツケースを取りに行く、地下鉄・バスの乗降口付近に立つ車内で寝たときに被害を受けた事例がある。レストランでは、バッグを置いたまま料理を取りに行く、トイレ等で席を離れる、貴重品等がポケットに入っているコートなどを椅子にかけるなど。ホテルでは、チェックインの際などに足元にバッグを置いて手続きをする、部屋のドアがロックされた時に相手を確認せずに開ける、防犯チェーンをかけずに寝るなど。外出時・日常生活においては、夜間の外出、一人での行動人通りが少ない道や車道側を歩く、音楽を聴きながらまたはスマホを見ながら歩く、ATMを利用するなど。両替所、ATM周辺での強盗事件は、世界共通で発生しやすい。外国人観光客、特に日本人は現金を持ち歩いている、物を取られても騒がない等と思われているので狙われやすい。防衛策としては、なるべく1人で両替しない、多額の現金を見られないように、両替所の中で財布などにしまう、周りをよく確認しすぐに立ち去る、後をつけて来る人がいないか確認するなどがある。

よくある犯罪手口にはスリや置き引きがある。人の注意をそらしてモノを盗む。例えば、目の前でコイン・クレジットカードをばらまく、カギ束を落とす、衣服にケチャップ、ソフトクリームをかける、ぶつかる、押す、子どもが転ぶ、紙幣やハンカチが落ちていると指摘する。地図を持って道を聞く、物乞い、路上での小物売りが寄ってくる、車・バスの外から窓をたたき注意を引くなどがある。詐欺としては、偽警官、偽両替、白タク・悪徳タクシー、エセ親日家、クレジットカード詐欺などがある。

被害に遭わないための対策としては、貴重品管理の徹底、周りへの注意を怠らない、華美な服装や目立つ行動をしない、事件や事故が起きた時興味本位での見物や撮影をしないなどがある。

近年テロの被害も増加している。懸念される傾向としては、①欧米・アジア等への広がり、②ソフトターゲット＝ショッピングセンター、レストラン、空港等の増加、③ホームグロウン型（自国育ち）／ローンウルフ型（一匹狼）がある。テロ組織はオンライン機関誌等を通じてテロのノウハウやターゲットを指南している。

テロ発生は防げなくても被害に遭うリスクを下げることは可能である。テロの標的となりやすい場所、日時を察知し、危険回避に努めることが大切である。予防的措置としては、宗教関連施設・軍・警察施設等のテロの標的となりやすい場所・時期・時間帯を避ける、観光施設ショッピングモール、ホテルのロビー、空港等不特定多数の人が集まる場所では十分注意を払い、不穏な動き（不審者、不審物）を察知したら、直ちにその場を離れる。他にも、十分な安全対策が取られているホテル、部屋、レストラン、席を選ぶ。ガラスを多用している場所を避ける。宿泊先レストラン等では、非常口や退避ルートを確認する、目立つ服装を避ける、動きやすい靴を選ぶ、などがあげられる。

テロの被害を最小限にとどめるためには、爆発音、銃撃音を聞いたら直ちに伏せる、隠れる、離れる。避難が困難であれば、隠れる、電気を消す、物音を立てない、携帯が鳴らないようにする。可能であれば外部の支援を要請するなどの対処法がある。

ハリケーンや大地震、火山噴火などの自然災害も多い。備えとしては、①報道及び関係機関から最新の情報を収集する、②停電に備え懐中電灯・ライター・ろうそく・携帯ラジオ・予備の電池等の準備と、1～2週間分の飲料水・食料を確保・備蓄する、③避難することも想定しパスポート・現金・雨具・携行用の水・食料等を準備し、でも持ち出せるようにしておく、④避難場所や避難コースを確認しておく、⑤家族等に緊急連絡方法や避難場所の確認を行うなどがある。

3. 海外におけるリスクへの備え

●安全のために3つのステップが重要である。

- ①情報収集：情報収集は安全対策の基本、「いつ」「どこで」「なにが」起きたのか、起きやすいのか、情報のソースはできるだけ多く持ち多角的に分析する、複数の種類のリスクを認識する。
- ②意識改革：「自分は大丈夫」「ここは、きっと安全だろう」「誰かが守ってくれる」という意識は捨てる。海外のリスクは日本とは根本的に異なる。自分の身は自分で守る。
- ③安全対策：滞在する国・地域の特性に合わせて安全対策を実施する。被害に遭った際にその被害を最小化することも安全対策（海外旅行者保険には必ず加入）。

特に海外では、医療費が高く数百万から数千万も請求されることがある。従って、海外旅行保険への加入は必須である。

●海外での危険情報は、外務省海外安全ホームページ等から情報が入手できる。地域ごとの危険情報（レベル1～4）が載っている。国別の危険地域や感染症・テロ・犯罪発生状況に関する情報も多い。主に在留邦人向けに日本国大使館・総領事館が現地の防犯対策をまとめた「安全の手引き」も有用な情報が掲載されている。

4. 「たびレジ」登録

滞在期間が3ヶ月未満の邦人は外務省海外安全 HP の「たびレジ」に登録しておくことで、有事の際に安否確認が速やかに行われ、領事メールを通じて現地の情報を迅速に手に入れられる。

5. 海外派遣の危機管理

●学校による事前の安全対策としては、以下の3つがある。

①連絡先

- ・渡航者を一元的に把握できるようにする（氏名、生年月日、連絡先）。
- ・渡航者の連絡手段を複数確認する。
- ・学校担当教職員の緊急連絡先を渡航者に持たせる。

②情報収集

- ・渡航者本人及び留学担当教職員による「たびレジ」登録（簡易登録）。※渡航する全ての国を選択。
- ・外務省海外安全 HP、現地日本国大使館／総領事館 HP の確認。⇒関係者に情報を共有、注意喚起。

③危機管理体制構築のポイント

- ・マニュアルの策定、危機管理体制の構築を行う。
司令塔の適切かつ迅速な指示が最も重要。
情報収集、関係機関との調整、被害者・家族対応、プレス対応担当者を決定。
遅滞ない情報共有、迅速な意思決定方法を確立。
担当者の不在による機能麻痺を避けるため、サブ担当を任命すること。
事案の規模・深刻度が不明な初期体制は、人員配置を厚めにする。
学生との安否確認手段を複数確立しておくこと。
- ・マスコミ対策個人情報の開示に関するガイドラインをあらかじめ策定する。
- ・定期的に訓練を実施し（連絡、机上）、マニュアルを改訂する。

学校による出発前後における安全対策としては、以下の2つがある。

④出発前

- ・「たびレジ」本登録／オンラインで在留届を提出させる。
- ・十分な補償内容の海外旅行保険へ加入させる。
- ・保険情報、旅券情報を家族に持たせる。
- ・旅券紛失時の速やかな再発行のために戸籍謄本を実家にて保管させる。

⑤現地到着後

- ・到着後速やかに現地の連絡先を家族や学校（担当教職員）に届けさせる。
- ・下宿先や友人に、日本国内の連絡先を共有させる。
- ・定期的に保護者や大学へ連絡をさせる。
- ・現地のニュースソースもチェックさせる（現地の新聞や留学先大学のネットワークなどを使い犯罪傾向をつかみ、犯罪被害予防に努めさせる）。
- ・定期的な健康診断、メンタルヘルスチェック。

●緊急事態発生時の検討すべき事項は多い。

- ・いつどこで？
- ・安否確認、被害状況は？
- ・できることは？できないことは？
- ・現地支援者はいるか？
- ・家族対応
- ・プレス対応
- ・必要経費は？
- ・保険会社との調整

●実際に事案発生時の対応について。

学生本人、友人、派遣先学校、外務省、報道機関等から第一報が来た場合、①事実関係の把握、②学生の安否確認、③対応の判断、④関係先への連絡が必要である。

①事実関係の把握

- ・どのような一事案が発生したのか（学生に被害が無くとも今後の対応の検討に必要）。
- ・学生の被害はどの程度か（緊急対応、対策本部立ち上げが必要か）。
- ・迅速に関係者内で情報共有する。

②学生の安否確認

- ・予め把握している連絡先へ連絡（本人、他の留学生、海外提携先、教育機関）。

- ・全員の安否が確認できるまで実施。

③対応の判断

- ・対策本部の立ち上げ判断。規模によっては、対応職員の招集、応援職員の派遣。
- ・現地渡航の有無、ご家族が渡航する際は。その支援の方法も検討。
- ・現地の情勢によって。他の学生への帰国・行動制限等指示の検討。
- ・プレス対応者を決め、外務省及び留学先大学等と公表内容を精査し、調整を行う（学生の氏名の公表は家族の了承がなければ行わない。）
- ・加害の場合は被害とは異なる対応方針が必要。

④関係先への連絡

- ・対策方針をご家族に伝える・可能な限り早く、その後も随時（方針にご家族の意向も反映させるよう努力。ご家族との信頼関係は何より重要）。
- ・外務省、大使館・領事館には迷わず相談する。
- ・保険会社、アシスタンス会社へ連絡し、支援を求める。医療費等の扱いも確認する。

●在外公館ができること

- ・事故・入院（怪我、病気）⇒ 医療機関等の情報提供、緊急移送に関する助言。
- ・死亡⇒ ご遺体の身元確認、遺体・遺骨等証明書の発給、日本への移送に関する助言ご家族が現地向かう支援等。
- ・行方不明⇒ 現地警察への照会、現地事情にあった搜索の方法の助言等。
- ・自然災害、緊急事態⇒ 日本人の安否確認、最新情報の提供、退避支援等。
- ・所持品の盗難（パスポート、財布等）⇒警察への届出に関する助言、ご家族等からの送金に関する助言パスポートの再発行または「帰国のための渡航書」の発給手続き。海外送金手続きに関する案内。
- ・事件（加害）⇒ 弁護士、通訳の情報提供。ご家族との連絡を支援。

●最後に、渡航者の心得

- ①事前に渡航先の情報収集を行う（外務省・在外公館の HP の活用、在外公館の連絡先の確認）。
- ②「たびレジ」又は「在留届」に登録する。
- ③ 海外旅行保険へ加入する。
- ④現地の風習文化に配慮する。
- ⑤自分を過信せず慎重に行動する
- ⑥危険な場所には近づかない。
- ⑦親しくない人を安易に信用しない。

- ⑧自分の居場所を明確にする。
- ⑨困ったり悩んだらすぐに周りの人に相談する。
- ⑩犯罪に遭ったら抵抗しない、命が一番大事。

FD 研究会「野外実習の安全対策の現状と課題」報告

主催：環境サイエンスコース

日程：2019年2月6日（水）10:00-12:00

会場：龍谷大学深草学舎 和顔館4階 会議室3

報告者：報告内容

林珠乃（理工学部）：理工学部環境ソリューション工学科の野外実習での安全対策

猪谷富雄（農学部）：野外実習の安全対策の現状と課題

落合雪野（農学部）：農学部食料農業システム学科ラオス・スタディツアーでの安全対策

櫻井あかね（政策学部 地域協働総合センター）：政策学部「政策実践. 探究演習 IA・IIA(国内)」
洲本プロジェクト

谷垣岳人（政策学部）：龍谷大学政策学部の政策実践探求演習 I A II A(海外)通称：南京 PBL
の安全対策

国内外で野外実習を行っている実習担当教員から安全対策についての現状と課題について議論する FD 研究会を開催した。安全の手引き、自動車の利用規程、学生への交通費補助、保険適用などについて議論した。

● 林珠乃（理工学部）：理工学部環境ソリューション工学科の野外実習での安全対策

・国内外での野外実習

理工学部環境ソリューション工学科での国内の野外実習科目には、自然観察実習（前期1年次）、環境生態学実習（前期3年次）、環ソ工学基礎実習（後期2年次）、野外調査実習（後期3年次）、生物学実習（後期1~4年次）、環境実習A（集中3年次）、環境実習B（集中3年次）がある。国外実習には、環境実習A（集中3年次、東チモール）、環境実習B（集中3年次、オーストラリア・台湾・ハワイ）がある。

・安全の手引きの内容

理工学部では実験・研究中の事故・災害・環境汚染を最小限にとどめるための基本事項をまとめた「安全のてびき」を作成している。この第2編3章「野外実習・調査での注意点」において服装・心得・許可手続き・予想される危険・事故に対する傷害保険についての記載がある。

・実習または卒論研究時の車の利用規程（保有車種・台数）

環境ソリューション工学科では、トヨタハイエース（リース）1台、トヨタタウンエース（リース）1台を保有し実習に利用している。大学宛に「自動車使用登録申請書」を提出した教員及び非常勤講師だけが運転できる。利用日前に「自動車使用許可申請書」を教務に提出する。学生が同乗する際は誓約書を提出する。

- ・海外実習時の保護者向け誓約書はない。
- ・学生への交通費補助（国内移動・海外渡航補助）は、国内移動に関してバス等のチャーター費を実習費から支出している。海外渡航に関して補助はない。
- ・学生および教員の海外保険（保険の適用範囲）
 学生：学研災＋任意の海外旅行保険（自己負担）
 教員：大学負担の海外旅行傷害保険＋任意の海外旅行保険（自己負担）

●猪谷富雄（農学部）：野外実習の安全対策の現状と課題

- ・国内での野外実習
 農学部では、4学科全ての学生が合同で行う必修科目「食の循環実習Ⅰ・Ⅱ」（1年後期と2年前期）において、牧農場および県内施設で実習を行っている。本実習では、農作物について作付けから栽培、収穫、加工、販売、消費、廃棄物の再利用まで一連のサイクルを学ぶ。資源生物科学科必修科目「資源生物科学実習」（3年前期）では、草刈り機教習やジャガイモ収穫調査などを行う。
- ・安全の手引きの内容
 農学部でも安全の手引きを作成しており、第4編 農場での作業における注意点、第5編 野外実習・調査における注意点などの内容が含まれている。
- ・学生の保険
 学生は、学生教育研究災害保険「学研災」に加入しており、基本＋特約で4年間2,300円である。保険の適用範囲は、教育研究活動中（正課中）および通学中である。また学科ごとに特徴的な特約を付けている。例えば、食品栄養学科は接触感染特約をつけている。
- ・自動車の利用規程
 農学部では軽トラックおよびバンをリースしている。これらの運用に関する「農学部の自動車使用に関する取扱要領」を策定している。登録申請した教育職員だけが運転できる。同乗者は当該教育活動に必要なTAおよびその他学部長および学科主任が必要と認めた者である。他にも実習に用いる借り上げバスがある。卒論などで野外に出る場合は、路線バス、JR、タクシーを利用する。この場合、実験実習費から一定の補助が出る。

●落合雪野（農学部）：農学部食料農業システム学科ラオス・スタディツアーでの安全対策

本スタディーツアーは、「総合演習Ⅰ」ゼミ3回生の希望者向けの実習である。農学部食料農業システム学科の竹歳一紀教授、落合雪野教授の2人で引率している。2019年度以降は「食料農業システム実習」として正課の実習として展開する。2017年度は2018年1月30日-2月5日にラオス、ヴィエンチャン市ルアンナムター県で実施し3回生6名が参加した。2018年度は2018年12月22-28日にラオス、ヴィエンチャン市、ルアンパバーン県で実施し3回生6名が参加した。

・安全対策

(1) 事前の準備

- ・関空までの交通手段の確保。
- ・費用：日本円、米ドル、クレジットカードなど。
- ・服装：気温変化、日差し、虫刺されへの対策など。
- ・持ち物：パスポートのコピー、医薬品、生活用品など。
- ・既往症がある場合は治療や対策について。
- ・通信手段：LINEグループを用い、グローバルWiFiをレンタル。

(2) 旅行中の注意

- ・宿泊先の情報、言葉、行動やマナー、体調管理。
- ・飲食：飲料水、氷、食品など。
- ・トイレの使い方。
- ・盗難、詐欺、交通事故、野良犬などへの注意。
- ・はじめてのラオス語。
- ・これまでは誓約書の提出は求めている
- ・旅行申込書の記入事項
 - 1) 緊急時の連絡先：保護者の氏名、電話番号など
 - 2) 食物アレルギーの有無
 - 3) 英語会話の水準
- ・交通手段

タクシー、または運転手つきの自動車の借り上げ。郊外の農村などへはツアーガイドが同行する。
- ・渡航補助

実験実習費から1名につき3万円を上限に補助がある。費用内訳（2018年度の例）は、6泊7日、機中1泊、ツインルームのシェアで以下の通りである。

航空運賃	88,500円
各種諸税	21,670円

宿泊、移動、見学など	約 27,000 円
飲食費	約 10,000 円
合計	147,170 円

・安全確保のためのポイント

- ①現地調査経験にもとづく計画立案
- ②下見と事前準備
- ③学生への情報伝達
- ④緊急事態への対応

(3) 学生への情報伝達

説明会

事前学習

LINE でのやりとり

質問への対応

その他の活動

(4) 緊急事態への対応

ラオス人コーディネーターやツアーガイドの雇用。日本大使館職員との連絡体制。

●櫻井あかね(政策学部 地域協働総合センター)：政策学部「政策実践. 探究演習 IA・IIA(国内)」
洲本プロジェクト

1 .授業の概要

- ・2013 年度は総務省域学連携事業のフィールド合宿(1 ヶ月間)として実施。
- ・2014 年度以降は政策学部「政策実践. 探究演習 IA・IIA (国内)」の洲本プロジェクトとして実施。教員 1 名、プログラム・アシスタント 1 名。
- ・洲本市では「洲本市域学連携事業」として毎年予算化、学生の交通費、事業費などを支払い(2018 年度予算約 200 万円)。現地での食費は学生負担。
- ・龍谷大学、京都工芸繊維大学、京都造形大学、京都大学、兵庫県立大学、首都大学東京の 6 大学が参加。
- ・洲本市担当は産業振興部農政課の職員 1 名、合宿プログラムの調整をおこなう。洲本市地域おこし協力隊員 2 名が合宿サポート。

2.合宿の内容

- ・日帰り、1泊2日、2泊3日。
- ・ヒアリング調査、ワークショップ、現地作業、イベント開催など。

- ・現地作業：小水力発電システムの設置、農業用水路補修、ソーラー発電所の設置作業、かいぼり、草刈り、竹伐採、ロードバイクでツーリングなど。
- ・三ノ宮から高速バスを利用。現地までの交通費は後日洲本市から学生に振り込まれる。
- ・市内は市マイクロバスや地域おこし協力隊員の車で移動。
- ・年に2回ほど龍谷大学から貸切バス利用。

3. 安全対策

- ・安全の手引き、実習時の誓約書（保護者向け）は特になし。
- ・合宿直前の授業でプログラム内容と注意事項、持ち物を説明。
- ・2年目履修の3年生や院生が先輩として自覚をもち後輩を指導。
- ・農作業は長袖長ズボンと帽子の着用。
- ・水筒やペットボトルを各自持参（夏場は地元で用意してくれることが多い）。
- ・軍手、長靴は洲本市が保管。
- ・ヘルメット、ライフジャケットは地元団体や事業者が用意。
- ・学生の携帯電話、保護者の緊急連絡先一覧をプログラム・アシスタントが持参。
- ・学生教育災害傷害保険に全員加入し、正課、学校行事、クラブ活動、キャンパス内にいる時、通学中が対象となる。教員・スタッフは労災。
- ・政策学部の正課における野外（教室外）活動に関する危機管理・事故防止指針を2018年7月に定め、ゼミや授業にて学外（国外も含む）で活動する際は、事前に野外活動安全衛生計画書を教務課に提出することになった。

4. 具体的な野外活動

- ・洲本市域学連携事業のテーマはグリーン&グリーン・ツーリズム、再生可能エネルギーの推進、農漁業の活性化。野外活動はそのテーマに即したもの。
- ・千草竹原の小水力発電システム設置、水路補修
4世帯8人の集落の活性化として再エネ自給村を構想。農業用水路をつかった小水力発電。電機設置の土木作業、用水路の掃除や補修作業。
- ・フロートソーラー発電所の設置工事
農業用ため池の上にフロートを浮かべる太陽光発電所の設置作業を一部手伝う。
- ・農業用ため池のかいぼり
淡路県民局主催のかいぼり（池の泥かき）を2013年度から冬期に実施。1年生のスタディーツアーとして参加者を募集し、翌年の履修につながっている。2016年度から淡路信用金庫も地域貢献活動として参加。
- ・竹伐採
放置竹林対策と竹資源エネルギー利用として、竹伐採を冬期に実施。乾燥後チップ化して洲本

市内の温泉施設の竹チップボイラーで燃やす。

・すもとサイクリングマップ

再エネ施設、観光スポット、飲食店をロードバイクで巡るマップを作成。合宿時に市内を走行してコースを設定。テキスト作成、デザイン、配布まで関わる。

●谷垣岳人（政策学部）：龍谷大学政策学部の政策実践探求演習 I A II A(海外)通称：南京 PBL の安全対策

南京PBLとは、地域自然資源を見直し利活用を通じて持続可能な自然と人との共存を目指す日中相互訪問型の4単位実習科目である。2015年から試験的に実施し2016年度から正課として行った。南京大学金陵学院との学生交換協定に基づき実施している。受講理由書で18～20名選抜する事前登録科目である。受講生は3つの班（生物多様性調査班、政策調査班、経済調査班）に分かれて活動する。各班の成果を相互に活かしながら実施している。

・南京PBL の経緯

2015年：予備実施：南京PBL活動開始(京丹後市三重地区・森本地区で活動開始)

2016年：7月の森本地区の生物調査で絶滅危惧種のゲンゴロウ類2種を発見

2017年：ゲンゴロウを活かした環境保全型農業で米を生産・販売(ゲンゴロウ米)

2018年：ゲンゴロウ米農法の確立が目標。龍大生協で試験的販売。

・2018年度は以下のスケジュールで実施した。

事前学習 前期月曜日2限

野外実習

5月2泊3日：京丹後市三重森本地区にてゲンゴロウ米田植え・生物調査

6月日帰り：滋賀県野洲市須原での魚のゆりかご水田調査

7月2泊3日：京丹後市三重森本地区（生物調査・中間報告会）

9月13日-18日：中国実習（南京市周辺農村での生物調査&インタビュー調査）

10月13日-26日：南京大学金陵学院の大学生17名+教員3名来日実習

淀川大川での河川保全の市民活動

滋賀県東近江市の森林保全活動

京丹後市三重森本地区（生物調査・交流活動）

2月2泊3日 京丹後市三重森本地区（地域報告会・地域活動）

・受講生の交通費について

京丹後市への行き帰り：京丹後市夢まち創り大学の支援により無料の専用バスを利用してい

る。現地では公民館に宿泊するため学生の負担はない。

それ以外の国内日帰り実習：全学の競争的教學資金である龍谷IP事業(Ryukoku Inventive Program)の採択を受けて、この予算でバスを借り上げている。

海外への渡航補助：日本学生支援機構の海外留学支援プログラムの採択を受けて、最大6万円/人の渡航補助を受けている。ただし、渡航補助を受けるにはGPA2.4以上の成績が必要である(GPA2.1~2.3は自己推薦書が必要)。この支援対象外の学生(GPA2.0以下または留学生)には学部予算で3万円補助している。

海外での宿泊及び移動補助：学生交換協定を締結している南京大学金陵学院での滞在中は、移動(大学がバスを提供)および宿泊費は免除される。学生交換協定では、南京大学金陵学院の学生最大3名が4回生修了後来日し、龍谷大学政策学研究所修士課程入学までの半年間在籍するが、政策学部の授業料および宿泊費が免除される。その代わりに、南京PBLの受講生最大21名が南京大学金陵学院滞在中の宿泊費および国内移動費が免除される。

・安全対策

政策学部では、海外実習での安全対策FDおこなっている。また緊急連絡網を整備している。受講生には補償範囲の広い海外保険加入を義務づけている。一方、教員は最低限の海外保険を大学が掛けているが傷害や死亡だけと補償範囲は狭いので、より広い補償範囲を必要とする場合は個人で加入せざるを得ない。実際に2018年度の海外実習では、9月4日の台風被害による関空閉鎖に伴い、行きは小松空港、帰りは成田空港になった。補償範囲の広い学生の海外保険では、両空港までの移動交通費は保険の対象であるが、補償範囲の狭い教員の海外保険では対象外であった。正課の引率の場合は、より広い範囲を補償する海外保険への加入を大学側が行うことを強く要望する。

環境サイエンスコースにおける「正課における教室外での授業実施にかかる申し合わせ」および「正課における教室外での授業について(届出)」の整備

環境サイエンスコースでは、全学の「教育職員の正課における野外(教室外)授業に関する安全衛生管理・事故防止指針」を受けて、これまで3カ年に渡り安全対策FDを行ってきた。最終年となる2018年度は「環境サイエンスコース 正課における教室外での授業実施にかかる申し合わせ」および「正課における教室外での授業について(届出)」を整備したため、以下に添付する。この運用を通じて、野外実習の安全性を高める努力を今後も続けていきたい。

環境サイエンスコース 正課における教室外での授業実施にかかる申し合わせ

制 定：平成 31 年 3 月 6 日

(目的)

第 1 条 本申し合わせは、「教育職員の正課における野外（教室外）授業に関する安全衛生管理・事故防止指針」【以下、「指針」という。】（2016 年 3 月 10 日、2015 年度第 28 回部局長会決定）に基づき、環境サイエンスコースでの正課における教室外での授業実施に必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 本申し合わせについては、次の各号に定める者（以下、「授業担当者」という。）が担当する授業等に適用する。

- (1) 専任教員
- (2) 特別任用教員
- (3) 非常勤講師
- (4) 客員教授

2 本申し合わせの適用対象授業等については、環境サイエンスコースが開講責任主体となる次の各号の科目とする。

- (1) 講義科目
- (2) 演習科目
- (3) 実習科目
- (4) その他環境サイエンスコース運営委員会委員長が届出を必要と認める科目

3 本申し合わせの適用対象となる教室外授業については、前項各号に定める科目のうち、授業計画の一環で実施されるものとする。

(法令等の遵守義務)

第 3 条 授業担当者は、教室外での授業実施にあたって、安全衛生管理・事故防止の観点から、安全衛生に関連する法令・本学関連規程のほか、指針に定める事項について遵守しなければならない。

(安全および衛生の確保に関する義務)

第 4 条 授業担当者は、教室外での授業実施にあたって、指針にもとづき、授業参加者の安全および衛生の確保に努めなければならない。

(授業実施にかかる計画等の届出)

第5条 授業担当者は、教室外での授業実施にあたって、事前に次の各号に掲げる事項に関して、環境サイエンスコース運営委員会委員長に届け出なければならない。

- (1) 授業科目名・曜講時
 - (2) 授業担当者
 - (3) 実施協力者
 - (4) 実施目的
 - (5) 実施年月日
 - (6) 実施場所
 - (7) 引率責任者
 - (8) 学生参加者数（参加学生に関する情報を含む）
 - (9) タイムスケジュール
 - (10) 移動等の交通手段・経路等
 - (11) 安全対策および衛生管理
 - (12) 緊急連絡先
 - (13) その他届出事項
- 2 授業担当者は、教室外での授業実施にかかる届出にあたって、シラバス（講義計画）において予め実施計画を明示しなければならない。
- 3 授業計画上、中長期において実施される教室外の授業の場合、本条第1項に定める事項のほか、実施期間中の計画について明示し、授業担当者が環境サイエンスコース運営委員会委員長に届け出なければならない。
- 4 本条第1項に定める届出にかかる様式については、環境サイエンスコース運営委員会委員長が別に定める。

（事務処理）

第6条 本申し合わせにともなう事務処理は、教学部が行う。

（雑則）

第7条 本申し合わせに定めるもののほか、正課における教室外での授業実施に関して必要な事項は、環境サイエンスコース運営委員会委員長が別に定める。

（改廃）

第8条 本申し合わせの改廃は、環境サイエンスコース運営委員会が決定する。

付 則

- 1 この申し合わせは、平成31年4月1日から施行する。

様式（第 5 条第 1 項・第 4 項関係）

届 出 日 年 月 日

環境サイエンスコース運営委員会委員長 殿

所 属 ・ 職 階

氏 名

正課における教室外での授業について（届出）

今般、正課において教室外での授業を実施いたしますので、以下のとおり届け出いたします。
 授業実施に際しては、「教育職員の正課における野外（教室外）授業に関する安全管理・事故防止指針」（2016 年 3 月 10 日・部局長会決定）に従い、事故等のないよう、細心の注意を払いながら指導いたします。

記

1. 授業科目名・曜講時	曜講時：	
2. 授業担当者		
3. 実施協力者		
4. 実施目的		
5. 実施年月日		
6. 実施場所		
7. 引率責任者		
8. 学生参加者数	名 ※参加学生に関する情報を含む名簿を添付してください。	
9. タイムスケジュール	時 間	内 容
10. 移動等の交通手段・経路		
11. 安全対策および衛生管理		
12. 緊急連絡先		
13. その他		

※届出にあたっては、シラバス（講義計画）を添付してください。また、各項目についての記載事項が多岐にわたる場合、別紙を添付してください。